

8 消安第3150号  
令和8年9月1日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2の規定に基づき、次の飼料添加物の安全性についての確認を行うこと

RFE8922株を利用して生産されたりボフラビン



# RFE8922 株を利用して生産されたりボフラビン に係る食品健康影響評価について

## 1. 趣旨

- 品目：  
RFE8922 株を利用して生産されたりボフラビン
- 遺伝子組換え添加物に係る申請者（申請日）：  
ANH 株式会社（令和 7 年 6 月 17 日）
- 食品健康影響評価の依頼に係る根拠規定：  
食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等

## 2. 遺伝子組換えの概要

- 宿主：*Bacillus subtilis* RFESC02 株
- 導入遺伝子：
  - ✓ ホスファターゼ *smp* 遺伝子（*Sinorhizobium meliloti* 由来） 等
- 遺伝子組換えの目的：収量の向上

## 3. 利用目的及び利用方法

本品目は、水溶性のビタミンで、飼料の栄養成分の補給を目的に飼料添加物として指定され、広く家畜・家さん及び水産動物等の飼料に利用される。用途及び使用形態は従来のリボフラビンと相違はない。

## 4. 海外の状況

本品目は、欧州諸国、北中南米、アジア諸国において飼料用途で使用されている。

## 5. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を踏まえ、官報公告等の手続を進める。